

「薬事法施行規則」及び「薬局及び一般販売業の薬剤師の員
数を定める省令」の改正等に係る意見募集について

平成 16 年 2 月 13 日

厚生労働省医薬食品局総務課

昨年 10 月より、「深夜・早朝における医薬品の供給確保のあり方等に関する有識者会議」で計 6 回の検討が行われ、本年 1 月に、同会議の報告書（「深夜・早朝における医薬品の供給確保のあり方について」）が取りまとめられました。

このたび、これに沿って省令改正等の法令の整備を行うこととしましたので広く意見を募集いたします。

つきましては、「薬事法施行規則」及び「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令」の改正等に係る意見募集について」（別添）に関しましてご意見のある場合には、下記により提出してください。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

記

1. 意見募集期限

平成 16 年 3 月 4 日（木）17 時必着 郵送の場合は同日必着

2. 提出方法

ご意見等は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

なお、提出していただくご意見等には必ず「薬事法施行規則」及び「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令」の改正等に係る意見募集について」と明記して提出してください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：iyakusoumu@mhlw.go.jp

厚生労働省医薬食品局総務課宛

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします）

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局総務課宛

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省医薬食品局総務課宛

提出のご意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人の場合は法人名・所在地を記載してください。これらは、公表させていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。